

債権回収会社の取締役弁護士の適格性調査に関する

規則

(平成十一年十二月十七日規則第六十九号)

改正	平成一六年	三月一九日
同	一六年	六月一九日
同	一九年	三月一五日
同	二二年	二月一九日

(調査の委嘱)

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)は、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「法」という。)第六条第二項本文により、法務大臣から、債権回収会社の取締役である弁護士について意見を聴かれたときは、当該弁護士が所属する弁護士会に対し、当該弁護士が債権回収会社の取締役として職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験(以下「適格要件」という。)を有する者であるか否かを判断するための参考として次に掲げる事項(以下「参考事項」という。)(の調査を委嘱することができる。

一 懲戒の履歴(告知年月日、懲戒の種類及び理由の要

- 1 -

旨等を明記したもの)

二 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成十五年七月二十五日法律第一二八号)による改正前の弁護士法第三〇条第三項の許可を受けた履歴(当該弁護士が営利を目的とする業務を営み又はこれを営む者の使用人となった場合は、その業務の内容及び就任期間等を、法人の業務執行社員、取締役又は使用人となった場合は、当該法人の商号、目的及び就任期間等を明記したもの)

三 所属弁護士会における役員又は主たる委員会に在任した経歴

四 連合会における役員又は主たる委員会に在任した経歴

五 その他懲戒請求又は紛議調停の申立を受けた回数が著しく多い等適格要件を有する者であるか否かを判断するにあたり特に考慮すべき事項

(報告義務等)

第二条 前条の委嘱を受けた弁護士会(以下「受託弁護士会」という。)は、参考事項について速やかに調査をし、その結果及び当該弁護士が適格要件を充足する者であるか否かについての参考意見を別紙書式(一)に基づき連

- 2 -

合会に報告しなければならない。

- 2 受託弁護士会は、連合会に対し、必要に応じて当該弁護士に関する懲戒の議決書及び懲戒書の謄本を送付することができ、連合会の求めがあつたときはこれを送付しなければならない。

(前所属弁護士会に対する委嘱)

- 第三条 当該弁護士が、受託弁護士会に所属する以前に他の弁護士会(以下「前所属弁護士会」という。)に所属していた者であるときは、受託弁護士会は前所属弁護士会に対し、前所属弁護士会に所属していた期間における参考事項の調査を委嘱することができる。

- 2 前条は前項の場合に準用する。
(連合会への協力要請等)

- 第四条 当該弁護士が、受託弁護士会に所属する以前に裁判官又は検察官の職にあつた者であるときは、受託弁護士会は、連合会に対し、官公署に対し在職中の懲戒の履歴等につき必要な調査を依頼するよう求めることができる。

- 2 連合会は、前項の調査依頼を受けたときには、速やかに官公署に対し、当該弁護士の裁判官又は検察官在職中の懲戒の履歴等について必要な調査の依頼をし、その回

- 3 -

答を得て直ちに受託弁護士会に報告するものとする。

(推薦の場合の準用)

- 第五条 弁護士会が、その所属会員につき法第六条第二項ただし書に定める推薦をしようとする場合で、当該会員が他の弁護士会の会員であつた者であるときは第二条を準用し、裁判官又は検察官の職にあつた者であるときは第四条を準用する。

(推薦の場合の報告義務)

- 第六条 弁護士会は、法第六条第二項ただし書に基づいて弁護士を推薦した場合は、推薦の基準、推薦の依頼から推薦までの経緯及び推薦するにあつて判断した事項を別紙書式(2)に基づき連合会に報告しなければならない。

(名誉等の保護)

- 第七条 連合会及び弁護士会は、この規則に基づいて調査をし報告するにあつては、弁護士及び関係者の名誉、信用等を損なうことのないよう相当の配慮をするものとする。

附 則

この規則は、平成十一年十二月十七日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日改正)

- 4 -

第三条第二項及び別紙書式(2)の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月一九日改正）

第一条第二号並びに別紙書式(1)及び(2)の改正規定は、理事会の承認があつた日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

別紙書式(1)及び別紙書式(2)の改正規定は、理事会の承認があつた日（平成十九年三月十五日）から施行する。

附 則（平成二二年二月一九日規則第一四〇号）

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 別紙書式(1)、別紙書式(2) 改正) 抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二二年一月一七日理事会決議で平成二二年二月一日から施行）

別紙書式(1)
年 月 日

日本弁護士連合会 御中

弁護士会
会長

報告書

年 月 日付で委嘱のありました下記会員の調査について、以下のとおり報告します。
記

〔会員の基本的身分事項〕

会員名 職務上の氏名 修習期 登録番号 生年月日 登録年月日 入会年月日 任官の経歴・他会での在会の経歴等

1 参考意見（現所属弁護士会以外は記載不要）

当該会員は、債権回収会社の取締役として適格（不適格）である。

2 参考事項

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 懲戒の履歴（告知年月日、懲戒の種別及び理由の要旨等を明記したもの） |
| (2) 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成15年7月25日法律第128号）による改正前の弁護士法第30条第3項の許可を受けた履歴（当該弁護士が営利を目的とする業務を営み又はこれを営む者の使用人となった場合は、その業務の内容及び就任期間等を、法人の業務執行社員、取締役又は使用人となった場合は、当該法人の商号、目的及び就任期間等を明記したもの） |
| (3) 所属弁護士会における役員又は主たる委員会に在任した経歴 |
| (4) 連合会における役員又は主たる委員会に在任した経歴 |
| (5) その他懲戒請求又は紛議調停の申立を受けた回数が著しく多い等適格要件を有する者であるか否かを判断するにあたり特に考慮すべき事項 |

（注）参考事項(1)(2)(3)(4)については過去10年間をめやすとして報告してください。

別紙書式(2)
年 月 日

日本弁護士連合会 御中

弁護士会
会長

債権管理回収業に関する特別措置法第6条第2項
ただし書に基づく弁護士推薦の報告

当会は、 年 月 日付をもって当会会員 (職務上の氏名、 期、登録番号) を債権管理回収業に関する特別措置法第6条第2項ただし書に基づき、常務に従事する取締役として推薦いたしましたので、債権回収会社の取締役弁護士の適格性調査に関する規則第6条にしたがって、下記のとおり報告します。

記

- 1 推薦の基準(規則又は基準があれば、その写の添付をもって代えてください。)

- 2 推薦の依頼から推薦までの経緯
 - (1) 推薦依頼者 イ、債権回収会社 口、弁護士本人
 - (2) 推薦依頼のあった日
 - (3) 推薦を審査した機関
 - (4) 営業許可との関連で特記すべき事項
- 3 推薦にあたって判断した事項
 - (1) 懲戒の履歴(告知年月日、懲戒の種別及び理由の要旨等を明記したもの)

 - (2) 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年7月25日法律第128号)による改正前の弁護士法第30条第3項の許可を受けた履歴(当該弁護士が営利を目的とする業務を営み又はこれを営む者の使用人となった場合は、その業務の内容及び就任期間等を、法人の業務執行社員、取締役又は使用人となった場合は、当該法人の商号、目的及び就任期間等を明記したもの)

 - (3) 所属弁護士会における役員又は主たる委員会に在任した経歴

 - (4) 連合会における役員又は主たる委員会に在任した経歴

 - (5) その他懲戒請求又は紛議調停の申立を受けた回数が著しく多い等適格要件を有する者であるか否かを判断するにあたり特に考慮すべき事項